

# 令和6年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

## 説明資料

### 《議案補充説明》 ※10月8日に審査済み

1. 【議案第111号】  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 【議案第112号】  
三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・ 3

### 《所管事項説明》 ※項目1～12は10月8日に調査済み

1. 「『令和6年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 「三重県子ども条例」の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 「三重県子ども計画（仮称）」の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
4. 「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」及び「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
5. 「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定について・・・・・・・・ 28
6. 「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」の策定について・・・・・・・・ 30
7. 「三重県社会的養育推進計画（I期）」の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
8. 「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）」の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
9. 「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく年次報告について・・・・・・・・ 51
10. 「子どもを虐待から守る条例」の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
11. 一時保護施設の基準を定める条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
12. 三重県いじめ調査委員会調査報告書について・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
13. 「第二期 三重県地域福祉支援計画」の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
14. 「第二期 三重県再犯防止推進計画」の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
15. 「第二期 三重県ひきこもり支援推進計画」の策定について・・・・・・・・ 75
16. 三重県いなば園における虐待事案への対応について・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
17. 指定管理者制度に係る報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
18. 各種審議会等の審議状況の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

《別冊》 ※別冊1～3は10月8日に調査済み

- ・ ~~(別冊1) 「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画(仮称)」の策定に係るアンケート調査等実施結果~~
- ・ ~~(別冊2) 「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく年次報告書(令和5年度版)~~
- ・ ~~(別冊3) 三重県いじめ調査委員会調査報告書(公表版)~~
- ・ (別冊4) 社会福祉法人三重県厚生事業団及び三重県いなば園に対する特別監査実施報告書
- ・ (別冊5) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和5年度)

令和6年10月15日

~~令和6年10月8日~~

子ども・福祉部

## 13 「第二期 三重県地域福祉支援計画」の策定について

## 1 策定の経緯

「三重県地域福祉支援計画」は、社会福祉法に定める「都道府県地域福祉支援計画」として策定しており、広域自治体としての観点から、専門性の高い課題への対応による市町における包括的な支援体制への支援や、各市町の規模や地域特性、取組状況に応じて、市町の地域福祉が推進されるよう支援していくものです。

令和2年3月に策定した現行計画が令和6年度をもって最終年度を迎えることから、今年度新たな計画を策定します。

## 2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

## 3 これまでの成果と課題

現行計画では、基本理念に「みんな広く包み込む地域社会 三重」を掲げ、3つの取組の柱（推進項目）に施策を展開し、包括的な支援体制づくりを進めています。各推進項目における目標の進捗状況は次のとおりです

## ＜推進項目1＞ 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

指標	現状値 (策定時)	令和5年度 実績	令和6年度 目標値 (策定時)
地域福祉計画策定市町数	18市町	18市町	29市町
多機関協働による包括的 支援体制整備市町数	8市町	14市町	29市町
民生委員定数充足率	94.5% (R1.12.1)	94.8% (R5.12.1)	96.1%
相談支援包括化推進員養成数	—	126人	200人
ヘルプマークを知っている 県民の割合	58.1%	80.6% (R4年度)	85.0%

本県においては、市町における包括的な支援体制の整備に資するため、市町において複雑化・複合化した課題に対応し、相談支援機関を円滑にコーディネートする「相談支援包括化推進員」の養成の取組等を実施していますが、「地域福祉計画策定市町数」「多機関協働による包括的支援体制整備市町数」は目標数には至っていません。

そのため、未整備の市町に対して、市町の実情に応じた包括的な支援体制が整備できるよう市町のニーズをふまえた支援を検討していく必要があります。

「民生委員定数充足率」は、幅広い世代に対し、活動内容への理解を広めるため、情報発信を行うとともに、研修実施方法の見直しや活動報告のオンライン化など負担軽減に取り組んでいるものの、計画策定時からわずかな増加にとどまっています。新たな担い手の確保に向けて、引き続き活動内容の周知を行うとともに、活動を継続しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

#### <推進項目2> 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

指標	現状値 (策定時)	令和5年度 実績	令和6年度 目標値 (策定時)
自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数	8,736件	12,785件	10,801件
再犯者数	1,010人	864人	808人以下
災害派遣福祉チーム数 (三重県DWA T)	—	28チーム	40チーム

令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、相談件数は増加しており、「自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数」は、目標値を上回っています。生活困窮者は自らSOSを発することが難しい場合も多いため、アウトリーチ（訪問型）支援等に引き続き取り組む必要があります。

<推進項目3> 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

指標	現状値 (策定時)	令和5年度 実績	令和6年度 目標値 (策定時)
県内の介護職員数	27,818人 (H29年度)	32,584人 (R4年度)	33,849人 (R4年度)
みえ福祉第三者評価の受 審事業所数	285施設	388施設	415施設

「県内の介護職員数」は、令和4年度時点で32,584人となっています。介護人材を確保するため、県福祉人材センターによる無料職業紹介、介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、介護未経験者を対象とした研修の実施や、外国人留学生を対象とした奨学金の支給に係る事業所への支援を行っています。また、介護職員の業務負担軽減に資する介護ロボットや生産性向上につながるICTの導入促進に向けて取り組むとともに、介護職場における役割分担を進めるための「介護助手」の取組の導入・定着に向けた支援に取り組みました。さらに、介護職員の処遇改善を進めるため、令和5年度からは介護職員処遇改善加算等の取得支援に取り組んでいます。引き続き、介護人材の新規参入及び定着促進に向けて取り組む必要があります。

「みえ福祉第三者評価の受審事業所数」は、毎年度一定数の事業所が受審しています。これまで受審をしたことがない事業所に向けて、受審促進を図るため、評価制度の趣旨の周知や啓発を推進していく必要があります。

#### 4 計画の概要

##### (1) 計画策定のポイント

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域共生社会を実現するコミュニティ機能を確保し、地域福祉を推進していくため、現行計画の目標の進捗状況や課題等をふまえ、現行計画の基本理念、推進項目等の基本的な部分は継承しつつ、地域住民に最も身近な市町における地域福祉の取組をより一層支援していくこととします。

なお、各推進項目の主なポイントは以下のとおりとします。

##### <推進項目1> 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の整備～）

「包括的な相談支援体制の整備」と「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を両輪として、地域における支え合い体制づくりを推進していきます。

推進にあたっては、複雑化・複合化した課題をかかえる人を制度にあてはめるのではなく、本人に寄り添い、その本人が持つ力を引き出しつつ社会参加につながる体制となるよう支援していきます。

#### ①市町における包括的な支援体制づくりへの支援

包括的な支援体制が未整備である市町の一部では、「現状の体制で問題ないと認識している」、「何から取り組めばよいかわからない」という理由を挙げています。そのため、未整備の市町に対して、市町の実情に応じた包括的な支援体制が整備できるよう市町のニーズをふまえた支援を検討します。

既に包括的な支援体制を整備した市町に対しては、相談支援包括化推進員等養成研修において、運用面で抱えている課題に応じた内容とするなど支援を検討します。

また、包括的な支援体制の整備にあたっては、地域におけるさまざまな主体との協働・連携の仕組みづくりが必要です。その取組の中心となることが期待されている社会福祉協議会に対して引き続き支援していきます。

#### ②市町における地域福祉計画策定への支援

地域住民に最も身近な市町が、地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決に資する施策や体制の整備等ができるよう市町の地域福祉計画の策定への支援を検討します。

#### ③地域における支援活動の推進

高齢者の孤立防止、子育て世代同士の悩み事相談や情報交換など、住民同士がつながりあえる場として、地域づくりが推進されるよう、サロン活動やカフェ、子ども食堂などの取組を推進します。

また、地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりをめざし、地域の担い手として具体的な活動につなげていけるよう、情報の発信やボランティア活動の基盤整備に取り組みます。

さらに、地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、市町とも連携しながら、担い手不足の改善に向けて制度の一層の周知や民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めます。

### <推進項目2> 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

介護、障がい、子育ての福祉分野の制度の充実を図りつつ、地域に暮らす誰もが日常の暮らしが継続できるよう、暮らしを支える取組を推進していきます。

### ①さまざまな生きづらさを抱える人・世帯への支援

ひきこもり当事者やその家族をはじめとする生きづらさを抱える人が、社会から孤立することなく、自分らしい生き方を選択し、希望を持って安心して生活できるよう、市町等と連携し、相談支援体制の構築に向けた支援や、居場所等社会資源の整備・活用に向けた支援、多様な担い手の育成・確保、地域の支え合いによる社会全体の機運醸成に取り組みます。現行計画で取り上げている項目に、新たに「困難な問題を抱える女性」「ヤングケアラー」を加えます。

- ・ひきこもり
- ・自殺対策
- ・再犯防止の取組の推進
- ・認知症施策の推進
- ・がん・難病患者
- ・医療的ケア児・者
- ・外国人住民
- ・困難な問題を抱える女性
- ・ヤングケアラー
- ・人権課題（多様な性のあり方への理解促進 等）

### ②生活困窮者等への支援

さまざまな課題を抱えた生活に困窮する人に対して、一人ひとりに寄り添い、自立に向けた解決型支援やつながり続けることをめざす伴走型支援を行うとともに、相談支援従事者の支援スキルの向上やアウトリーチ（訪問型）支援の充実により、これまで支援の行き届かなかった人も必要な福祉サービス等を適切に受けられるよう取組を進めます。また、生活保護が必要な人に対して、適正な保護の実施を進めます。

## <推進項目3> 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

地域福祉活動の推進を図るうえでの基盤整備を促進し、サービスの充実を図るための取組を推進していきます。

### ①福祉人材の確保

介護職をはじめ福祉人材の確保のため、多様な人材の参入を促進するとともに、離職防止や定着促進に取り組みます。

### ②福祉サービスの質の向上

みえ福祉第三者評価制度の普及促進、苦情解決体制の充実、福祉人材の研修機会の充実、効果的な指導監査及び運営指導の実施等により福祉サービスの質の向上を図ります。

### ③ ICT技術等の活用

介護職員の負担軽減につながる介護ロボットや、事務作業等の業務の効率化につながるICT機器の導入促進などに取り組みます。

## (2) 推進項目における施策方向

各推進項目の施策方向については、以下のとおり位置づけることとします。

### <推進項目1> 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の整備～）

【施策方向】①市町における包括的な支援体制づくりへの支援

②市町における地域福祉計画策定への支援

③地域における支援活動の推進

④災害時における要配慮者への支援体制の充実

⑤ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

### <推進項目2> 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

【施策方向】①各福祉分野における重点施策の推進

②さまざまな生きづらさを抱える人・世帯への支援

③生活困窮者等への支援

④生活基盤の充実

⑤権利擁護の推進

### <推進項目3> 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

【施策方向】①福祉人材の確保

②福祉サービスの質の向上

③福祉サービスの総合的提供方法のあり方

④ICT技術等の活用

## 5 今後の予定

令和6年 10月 三重県地域福祉推進会議（中間案の説明）

12月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明）

パブリックコメントの実施（～令和7年1月）

令和7年 2月 三重県地域福祉推進会議（最終案の説明）

3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）

計画の策定

## 14 「第二期 三重県再犯防止推進計画」の策定について

### 1 策定の経緯

「三重県再犯防止推進計画」は「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」で、国の再犯防止推進計画を勘案して、県における再犯の防止等に関する施策の推進について定めるものです。

令和2年3月に策定した現行計画が令和6年度をもって最終年度を迎えることから、今年度新たな計画を策定します。

### 2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

### 3 現行計画の取組状況

現行計画では、「犯罪や非行をした者を孤立させない」を基本理念とし、次の5つを重点課題と位置づけ、犯罪や非行をした者に対する「息の長い」社会復帰支援に取り組んでいます。県の主な取組は次のとおりです。

#### (1) 就労・住居の確保等

- ・「生活相談支援センター」、「障害者就業・生活支援センター」や「おしごと広場みえ」における就労支援
- ・保護観察対象者等を含めた要配慮者の入居を拒まない民間住宅（セーフティネット住宅）の登録推進

#### (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- ・「地域生活定着支援センター」における高齢または障がいのある刑務所出所者等への福祉サービスの利用支援等
- ・「こころの健康センター」における薬物依存症の相談支援等
- ・社会復帰アドバイザーの派遣による受刑者に対する暴力団との関係遮断と併せた薬物乱用防止に関する指導等

#### (3) 学校等と連携した修学支援の実施等

- ・児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動の未然防止等のため、スクールカウンセラーの配置時間の拡充、教育相談員の中学校と県立学校への配置
- ・スクールソーシャルワーカーによる福祉等の関係機関と連携した問題行動等の背景にある課題の解決に向けた支援
- ・街頭補導活動による適切な指導・助言
- ・高等学校等就学支援金相当の支援を行う「学び直し支援制度」等の取組

(4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

- ・ 犯罪をした者等を含めた困難を抱える人々の特性に応じた適切な支援
- ・ ストーカー行為を繰り返す者に対する精神科医等と連携した加害者対策
- ・ 暴力団関係者等に対する社会復帰に向けた指導等の働きかけ
- ・ 矯正施設と連携した犯罪被害者等の心情等を理解するための講話実施

(5) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

- ・ 津保護観察所と連携した「社会を明るくする運動」の啓発活動の実施
- ・ 更生保護事業に長年貢献された功労保護司に対して知事から感謝状の贈呈
- ・ 「刑を終えた人・保護観察中の人等の人権に係る問題」等を学校教育としてその解決に取り組むべき人権問題と位置づけている「県人権教育基本方針」の学校や市町等教育委員会への周知

#### 4 これまでの成果と課題等

(1) 目標の進捗状況

現行計画の目標値は、令和6年の県内の刑法犯検挙者数の中の再犯者数を平成30年の1,010人と比較して20%減少(808人)することとしています。

令和5年の再犯者数は864人となり、目標は達成できていませんが、再犯者率は40.8%であり、平成30年の45.7%と比較して4.9ポイント減少しています。

(2) 再犯を取り巻く主な状況と課題

① 就労・住居の確保等

令和5年に津保護観察所における保護観察終了人数183人のうち保護観察終了時に無職である者の数は55人で、約3割を占めています。

また、令和5年度において、三重県内の更生保護施設または自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は96人です。

引き続き、出所者等の就労、定住先を確保し、地域社会における安定した生活が送れるよう支援する必要があります。

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

刑法犯の高齢者については、令和5年において500人を超え、高い割合を占めています。薬物事犯者(覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法等)の再犯者率についても約5割と高い状況です。

引き続き、保健医療・福祉ニーズを抱える者に対して必要な支援が届くよう取り組んでいく必要があります。

(3) 関係団体へのヒアリング等における主な意見

① 当事者への支援

- ・ 出所者等の雇用は、企業全体での取組が重要であり、継続的な雇用につながると考えている。

- ・ 出所者等の課題はさまざまであり、就労支援か福祉支援かという一本の視点で人を見るのではなく、社会復帰には多様な要素が関係していると考えている。
- ・ 子どもについて、家族の問題など複雑化・複合化した課題を抱えており、学校等と連携した修学支援のみではなく、福祉的な支援などと一層連携して取り組む必要がある。

②地域社会における更生保護

- ・ 地域社会での理解が重要である。社会的な部分での孤立や差別などが全くないとは言えない。

平成30年～令和5年の三重県と全国における刑法犯検挙者数・再犯者数・再犯者率

単位：人，%

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法犯 検挙者数	三重県	2,210	1,938	1,863	1,846	1,796	2,116
	全国	206,094	192,607	182,582	175,041	169,409	183,269
刑法犯 検挙者中 の再犯者数	三重県	1,010	915	818	850	779	864
	全国	100,601	93,967	89,667	85,032	81,183	86,099
再犯者率	三重県	45.7%	47.2%	43.9%	46.0%	43.4%	40.8%
	全国	48.8%	48.8%	49.1%	48.6%	47.9%	47.0%

※（出典）警察庁、三重県警察本部

（再犯を取り巻く主な状況）

No.	項目	平成30年		令和5年	
①	保護観察終了人数	157人		183人	
	保護観察終了時に無職である者の人数・割合	52人	33%	55人	30%
②	協力雇用主数	331社		348社	
	うち、実際に出所者等を雇用している雇用主数	13社		11社	
③	更生保護施設・自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数	133人		96人	
④	刑法犯の犯行時年齢（14～19歳）・割合	245人	11%	218人	10%
	刑法犯の犯行時年齢（20～29歳）・割合	289人	13%	345人	16%
	刑法犯の犯行時年齢（30～39歳）・割合	314人	14%	281人	13%
	刑法犯の犯行時年齢（40～49歳）・割合	352人	16%	341人	16%
	刑法犯の犯行時年齢（50～59歳）・割合	325人	15%	299人	14%
	刑法犯の犯行時年齢（60～64歳）・割合	127人	6%	129人	6%
	刑法犯の犯行時年齢（65歳以上）・割合	558人	25%	503人	24%
⑤	薬物事犯者の検挙者数	112人		92人	
	薬物事犯者の再犯者数・再犯者率	55人	49%	49人	53%

※（出典）①、②、③法務省、④、⑤三重県警察本部（犯行時年齢の割合を除く）

※いずれも三重県に関する数値

※①、④、⑤暦年実績、②平成30年は4月1日現在、令和5年は10月1日現在、③年度実績

## 5 計画の概要

### (1) 策定のポイント

犯罪や非行をした者が孤立しないよう、「息の長い」社会復帰支援に取り組み、再犯者数を減少させ、安全・安心な社会を実現するため、現行計画の基本理念を承継しつつ、重点課題については、以下の点などをふまえ整理します。

#### ①国や市町、民間協力者等との連携

国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月策定）においては、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、安定した生活を送るためには、地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制のさらなる強化などが必要であり、重点課題の一つに「地域による包摂の推進」を掲げています。

県内においては、令和6年3月に、出所者等の就労支援を行う日本財団職親プロジェクト東海三重支部が発足しました。

こうした状況をふまえ、「国や市町、民間協力者等との連携」を重点課題に追加して位置づけ、国、市町代表、民間協力者等を委員とする三重県再犯防止推進会議の定期的な開催や、市町における再犯防止の推進などに取り組みます。

#### ②非行の防止と立ち直り・学び直し支援の実施

子どもを取り巻く環境が厳しさを増す中、児童・生徒等の非行の防止や修学支援に加え、福祉的な支援も連携して行うことを明確化するため、現行計画の重点課題「学校等と連携した修学支援の実施等」については、「非行の防止と立ち直り・学び直し支援の実施」として重点課題に位置づけます。

また、近年、匿名・流動型犯罪グループ（※）によるSNS上等での犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）が多く投稿されていることから、少年が犯罪に手を染めることがないように非行防止対策に取り組みます。

#### ※匿名・流動型犯罪グループ

SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの集団。SNSを通じるなどした緩やかな結び付きで離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的であり、また、匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化したり、特殊詐欺や強盗等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金を基に、更なる違法活動を行う犯罪グループ。

### (2) 重点課題と取組方向

計画では、7つの重点課題とそれぞれの取組方向を次のとおり位置づけます。

(1) 就労・住居の確保

【取組方向】

- ① 就労の確保
- ② 住居の確保

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

【取組方向】

- ① 高齢者または障がい者等への支援
- ② 薬物依存をする者への支援

(3) 非行の防止と立ち直り・学び直し支援の実施

【取組方向】

- ① 児童・生徒等の非行の未然防止
- ② 児童・生徒等の立ち直り支援
- ③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

(4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施

【取組方向】

- ① 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- ② 犯罪をした者等の家族等に対する支援

(5) 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

【取組方向】

犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

(6) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進

【取組方向】

- ① 民間協力者の活動の促進
- ② 広報・啓発活動の推進

(7) 国・市町・民間協力者等との連携強化

【取組方向】

- ① 連携強化のための取組
- ② 市町における再犯防止の取組推進

6 今後の予定

- |      |     |   |
|------|-----|---|
| 令和6年 | 11月 | 三重県再犯防止推進会議（中間案の説明）                               |
|      | 12月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明）<br>パブリックコメントの実施（～令和7年1月） |
| 令和7年 | 1月  | 三重県再犯防止推進会議（最終案の説明）                               |
|      | 3月  | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）<br>計画の策定                 |

## 15 「第二期 三重県ひきこもり支援推進計画」の策定について

### 1 策定の経緯

ひきこもりは、「特別なものではなく、誰にでも起こりうるもの」であり、あらゆる世代に関わる大きな社会問題となっています。

令和4年3月、「三重県地域福祉支援計画」に基づくひきこもり支援の指針として、ひきこもり支援に特化し、施策の方向性などを明らかにした「三重県ひきこもり支援推進計画」を策定しました。

現行計画では、「県民の皆さんのひきこもりに関する正しい理解を促進し、当事者・家族・社会の“つながり”の回復に向けて、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めることにより、ひきこもり支援に関する社会全体の機運が醸成されている」ことをめざし、6つの取組方向に基づき、ひきこもり支援を総合的に推進してきました。

現行計画の期間は、令和4年度から令和6年度までとしていることから、今年度中に第二期の「三重県ひきこもり支援推進計画」を策定します。

### 2 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

### 3 次期計画の概要

令和4年度の内閣府調査の結果では、全国で約146万人の方がひきこもり状態にあるとされており、この調査結果を基に三重県内では約2万人の方がひきこもり状態にあると推計しています。

社会における多種多様な生きづらさ等を背景とし、ひきこもりは「特別なものではなく、誰にでも起こりうるもの」です。個別事案の課題解決だけでなく、長期的な視点から未来のあるべき地域福祉社会の姿を俯瞰したうえで、今後も社会全体として継続的な支援策を講じていかなければなりません。

そこで、現行計画で掲げた「将来のめざす社会像」(※)については継承しつつ、国の新たな動きや今年度実施している実態調査の結果等をふまえたうえで、取組の方向性を再整理するなど、ひきこもり支援の取組をより一層推進していくための次期計画を策定します。

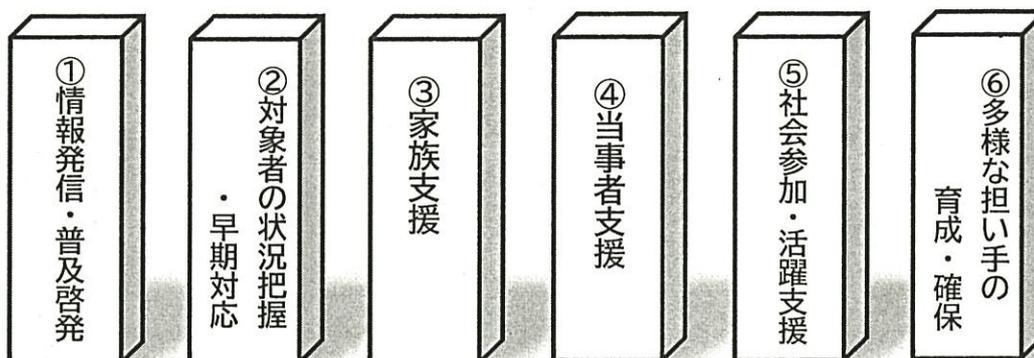
※ 誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望をもって安心して暮らせる社会

### 4 これまでの課題と今後の取組方向

現行計画では、計画全体を包括する数値目標として「計画全体の目標」を設定しており、その進捗状況は次のとおりです。

目 標 項 目	令和5年度 実績	令和6年度 目標
「ひきこもりに関する理解が進んだ」と感じる県民の割合	90.9%	70%
「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合	57.8%	70%

また、現行計画には基本的な取組の方向性として、6つの施策展開の柱があり、それぞれの課題や今後の取組方向は以下のとおりです。



#### 取組方向① 情報発信・普及啓発

県民の皆さんを対象としたフォーラムの開催やひきこもり支援ハンドブックの配布、ホームページやSNSを活用した情報発信等、さまざまな機会やツールを活用した周知啓発に取り組んできており、「ひきこもりに関する理解が進んだ」と感じる県民の割合は、令和5年度実績で目標値を上回っています。

一方で、支援機関が関わる当事者や家族からは、「ひきこもりであることを知られたくない」、「育て方が間違っていた」といった声もあり、ひきこもりについての正しい理解が社会全体にまで浸透しているとは言えないため、今後もより一層の周知啓発に取り組んでいく必要があります。

#### 取組方向② 対象者の状況把握・早期対応

市町におけるひきこもり支援体制の充実強化を図るため、体制整備に取り組む市町に対する財政支援や、支援に携わる関係機関の担当者が事例検討等を行う会議を開催するとともに、社会との関わりが希薄な状態で義務教育を修了する児童生徒を関係機関とつなげる取組を進めてきました。また、県ひきこもり地域支援センターでは、各相談機関のひきこもり支援に活用できるよう作成した「ひきこもり相談支援マニュアル」を改定するとともに、「アウトリーチマニュアル」を作成しました。

支援体制の環境整備としては、全ての市町において相談対応窓口が設置され、市町プラットフォームも23市町に設置されたものの、「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合は、令和5年度実績で57.8%にとどまっています。

国においても、市町村域における支援体制の構築に向けた取組に注力しており、県は市町の取組への積極的な支援が求められていることをふまえ、引き続き、どこに居住する当事者や家族であっても、十分な支援が受けられる体制づくりを進めていく必要があります。

#### 取組方向③ 家族支援

県ひきこもり地域支援センターでは、令和5年度に電話相談の開設日を増やすなど、相談支援体制を強化したことにより、令和5年度の相談対応件数は531件となりました。また、県内各地域において、「ひきこもり家族教室」を複数回開催することにより、コロナ禍で減少していた参加者も着実に増加しつつあります。

令和5年度に県ひきこもり地域支援センターで受けた新規相談のうち、半数以上がひきこもり当事者のご家族からの相談であり、実態調査の結果もふまえながら、家族に寄り添った相談支援体制の整備を進めていく必要があります。

#### 取組方向④ 当事者支援

ひきこもり当事者にとって、相談窓口への来所や電話などアクセスすること自体が難しい場合もあることから、当事者等の意向に沿った「アウトリーチ（訪問型）支援」の視点を重視しており、県ひきこもり地域支援センターの多職種連携チームや県生活相談支援センターの支援員によるアウトリーチ支援、不登校児童生徒に対する不登校支援アドバイザー等による訪問型支援を実施し、それぞれの支援件数は着実に増加しつつあります。

ひきこもり状態になる背景や原因は多種多様であり、実態調査の結果もふまえながら、引き続き当事者に寄り添った支援を充実していく必要があります。

#### 取組方向⑤ 社会参加・活躍支援

ひきこもり当事者が社会につながる機会を提供する居場所づくりについて、デジタル技術の活用を含め取組を進めた結果、計画策定時では24か所だった居場所は、令和5年度末時点で45か所に増加しています。しかしながら、県内全域をカバーできておらず、地域によって偏在していることから、広域的な視点も持ちつつ、さまざまな主体と連携しながら居場所づくりを進めていく必要があります。

また、就労につなげる支援については、地域若者サポートステーション等の関係機関と連携し、就労に向けた相談を受けるとともに、各種セミナーの開催や就労体験等の受入れ先となる事業所の開拓等に取り組んできました。就労を希望する方に寄り添った支援ができるよう、引き続き、関係機関と連携した就労支援に取り組んでいく必要があります。

#### 取組方向⑥ 多様な担い手の育成・確保

県内においてひきこもり支援に関わる方を対象に、支援力の向上や「顔のみえる関係づくり」を推進するための研修を開催するとともに、相談支援包括化推進員の養成や教育支援センター指導員の育成等も進めました。

ひきこもり状態にある方が早期に支援につながるよう、地域における支援人材の裾野拡大に向け、各市町等と連携しながら、ひきこもり支援の担い手の育成・確保を進めていく必要があります。

## 5 計画策定のポイント

### (1) 計画の支援対象者

国において、新たな支援マニュアル（「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」）の策定を進めており、その骨子では、ひきこもり支援の対象者を「社会的に孤立し、孤独を感じている状態」や「何らかの生きづらさを抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態」にある本人やその家族とし、ひきこもりの期間は問わないと示されていることから、計画における支援対象者について見直しを行います。

### (2) 中高年層に対する支援の充実

国の調査の推計によれば、中高年層のひきこもり状態にある方が若年層のひきこもり状態にある方の数を上回る結果が出ています。就職氷河期世代の一部が50歳を超え、「8050問題」といった複雑化・複合化した課題が顕在化している中、就労だけではなく、中高年層のひきこもり当事者やその家族が抱えるさまざまな生きづらさに寄り添う支援という視点から、取組内容の充実を図ります。

### (3) 多様な主体による支援体制の充実と県の後方支援の強化

市町をはじめとした関係機関と県との連携のあり方や役割分担を整理し、支援対象者の居住地に関わらず求める支援につながることのできる環境整備を進めていく必要があります。

また、ひきこもりについては、支援が長期に及んでも明らかな成果を感じにくい側面があることから、伴走している支援者自体を支援するという視点から、県の後方支援の役割についても取組方向に追加します。

## 6 今後の予定

令和6年	8～12月	実態調査の実施
	11月	三重県ひきこもり支援推進委員会（中間案の説明）
	12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明） パブリックコメントの実施（～令和7年1月）
令和7年	2月	三重県ひきこもり支援推進委員会（最終案の説明）
	3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明） 計画の策定

## 16 三重県いなば園における虐待事案への対応について

### 1 三重県いなば園において発生した虐待事案について

#### (1) 事案の概要

社会福祉法人三重県厚生事業団（以下「法人」という。）が運営する三重県いなば園（以下「施設」という。）では、令和3年から令和5年にかけて、3件の虐待事案が相次いで発生しました。短期間で虐待事案が発生する状況を受けて、県は、令和5年12月から令和6年3月にかけて、施設及び法人に対して特別監査を実施しました。法人は、「三重県いなば園虐待防止改善計画」を定め、虐待の再発防止に向けた取組を進めていましたが、令和6年6月にも虐待事案が発生しました。

令和6年8月、法人から特別監査で指摘した課題等をふまえた「三重県いなば園虐待防止改善計画（改訂版）」が提出されたため、今後、県は、新たな改善計画に定められた内容が確実に実行されるよう指導していきます。

#### (2) 経緯

年 月	概 要
令和3年9月	・ 障害児入所施設「くすのき寮」で入所児童への心理的虐待事案が発生
11月	・ 県が上記の心理的虐待及び心理的虐待を放置した園長のネグレクトを認定
令和4年3月	・ 法人が計画期間を令和4年度からの2か年とする「三重県いなば園虐待防止改善計画」を策定し、県に提出
令和5年8月	・ 障害者支援施設「かしのき寮」で入所者への身体的虐待事案が発生
9月	・ 市町が上記の身体的虐待を認定
11月	・ 障害児入所施設「くすのき寮」で入所児童への身体的虐待事案が発生 ・ 県が上記の身体的虐待を認定
令和5年12月～ 令和6年3月	・ 法人、施設に対し特別監査を実施
6月	・ 障害者支援施設「かしのき寮」で入所者への身体的・心理的虐待事案が発生
7月	・ 法人に対し特別監査実施報告書及び改善通知書を手交
8月	・ 市町が上記の身体的・心理的虐待を認定
8月30日	・ 法人が「三重県いなば園虐待防止改善計画（改訂版）」を策定し、県に提出

### 2 特別監査の概要（詳細は別冊4のとおり）

短期間で虐待事案が続発する背景には、職員による障がい福祉実践や施設の運営、法人のガバナンス等に課題がある可能性が認められたことから、県は関係法に基づき、施設及び施設を運営する法人に対して特別監査を実施しました。

(1) 監査の対象

社会福祉法人三重県厚生事業団（法人）及び三重県いなば園（施設）

(2) 特別監査で確認した事項

ア 適切性や配慮を欠くと認められる事案に関すること

施設における職員の支援行為等について確認を行ったところ、以下のとおり、適切性や配慮を欠くと認められた事案が確認されました。

なお、今回の特別監査では、施設でこれまで認定された3件の虐待事案以外に、新たな虐待事案は認められませんでした。

(ア) 利用者に対する不適切な言葉がけ 11件

(イ) 飲食の支援に関する不適切な対応 1件

(ウ) 利用者の車いすを蹴る不適切な行為 1件

イ 法人及び施設運営上の諸課題に関すること

これまでに認定された虐待事案及び今回の特別監査で確認された適切性や配慮を欠く事案が発生した要因を調査する中で、以下の諸課題を確認しました。

(ア) 利用者の人権を尊重したサービスの提供

適切性や配慮を欠く事案が一定数確認され、最優先されるべき利用者の尊厳が損なわれている状況が一部において認められました。

(イ) 個別支援計画に基づく支援

利用者ごとに作成される個別支援計画等が職員間で共有されず、個別支援計画に基づかない支援が行われている状況が一部において認められました。

(ウ) 虐待や不適切な支援を防止するための職員の意識

職員に虐待や不適切な支援についての認識を確認したところ、一部の職員の認識が不十分でした。

(エ) 障害者虐待防止法に基づく通報義務の理解

施設の職員において虐待の疑いがあると認識していた事案について、職員が障害者虐待防止法に基づく市町への通報を怠っている事例がありました。

(オ) 利用者本位の支援を行うための業務の体制

強度行動障がいといった障がい程度が重度の利用者が多く、職員が日課に追われ時間的に余裕がなく、施設本位の支援になっているとの証言がありました。法人及び施設には職員による効果的なチーム支援が行えるような組織体制や支援スキル向上のための取組、業務負担の軽減について改善の余地が認められました。

(カ) 職員の危機対応能力

利用者による他害行為により、職員の労働災害事故が一定数発生していることから、全ての職員に対し危機回避のスキルに関する研修の機会を継続的に提供する必要性が認められました。

(キ) 事務管理体制

金庫内に保管していた利用者から徴収した現金を紛失し、これを法人会計から支出するとの事案が確認されたことから、事務管理体制上の課題が認められました。

(3) 特別監査の指摘内容

確認された法人及び施設運営上の諸課題に対して、以下の指摘を行い、改善報告の提出を求めました。

ア 施設に関すること

(ア) 改善事項

- ①利用者の人権を尊重し、常に利用者の立場に立った支援に取り組むこと
- ②利用者ごとに作成される個別支援計画に基づく支援を徹底すること
- ③利用者に対する支援が適切なものかどうか、国の手引き等も参考にしながら、常に職員どうして振り返るなど認識を改めること
- ④行政への通報義務を徹底すること

(イ) 指導事項

- ①業務の見直し等を通じて職員の負担を軽減し、そのうえでチームの支援体制の強化や支援スキルの向上等についてさらに取り組むこと
- ②職員に対し、危機回避スキルを身につけるための実践的な研修を提供すること

イ 法人に関すること

(ア) 改善事項

- ①法人として施設に対する管理監督のための体制を強化すること

(イ) 指導事項

- ①法人として職員に非違行為が認められるときは、適正な措置を講じること
- ②現金紛失の再発防止を徹底させること

3 特別監査に関する改善結果報告及び「三重県いなば園虐待防止改善計画(改訂版)」について

法人に対し、令和6年9月9日を期限として、特別監査に関する改善結果報告及び「三重県いなば園虐待防止改善計画(改訂版)」の提出を求めていたところ、令和6年8月30日に提出されました。

(1) 改善結果報告及び「三重県いなば園虐待防止改善計画(改訂版)」の概要

特別監査実施報告書で指摘した課題をふまえて、5つの事項(下記ア～オ)を柱とした改善内容が示されました。

ア 虐待防止取組の浸透

(ア) 管理職の意識改革

施設長や管理職が利用者の権利擁護に対する意識や家族との関係性構築に対する重要性を再確認し、行動で範を示すことで、施設全体に意識を浸透させる。また、管理職のマネジメント力の向上と経営に対する意識改革を行う。

(イ) 改善計画（改訂版）の推進

施設長が主となり改善計画（改訂版）を丁寧に説明する機会を設け、園内全ての職員が組織全体の課題として捉え、改善計画（改訂版）を推進する。

(ウ) 通報ルールの徹底

利用者に対する人権侵害や虐待事案が発生したとき、またはその可能性が疑われるときには、速やかにいなば園虐待防止委員会を開催し、事実確認を行うとともに、明確に判断ができない場合であっても行政へ報告・相談する。

（その事実確認を行うまでもない明確な事案が発生したとき、職員は速やかに行政に通報する。）

イ 行動障がいのある利用者への支援力向上

(ア) 専門職の協力

外部の識者、臨床心理士、公認心理師、言語聴覚士及び特別な研修を受けた職員がスーパーバイザーとなり、専門的な見地からの助言を取り入れ、属人的にならないようなアプローチを実施し、『良い支援』を体現する。

(イ) 環境の調整

視察によって学んだ先進施設の環境設定手法を積極的に取り入れ、利用者が安心して過ごせる、特性・ニーズに合わせた環境を調整・提供する。

(ウ) 職員のトレーニング

行動障がいに関する研修機会を提供し、障がい特性の理解促進を図ると共に、危機回避スキル向上を目的とした研修を実施する。

(エ) 医療機関との連携

医療機関と連携し、継続的なサポート体制を構築する。

(オ) 人員配置の是正

各課寮に適正な人員配置を行う。また、年度途中の異動や職員採用を実施する等、状況の変化に柔軟に対応する。

ウ 緊急時、トラブル発生時の支援体制強化

(ア) シミュレーション訓練の実施

緊急時（利用者の落ち着かない様子を想定）のシミュレーション訓練を実施し、実際の緊急時に対する効果的な支援を講じることができるよう、対処能力向上に取り組む。

(イ) コミュニケーションツールの整備

支援現場の迅速なコミュニケーションのサポートツールとして、インカム等の通信手段を導入・整備する。

(ウ) 整理整頓と設備点検による安全性の確保

施設内の整理整頓を推進するとともに、施設の設備を点検し、安全性を保持する。

## エ 職員の能力発揮と健康維持、労働環境改善の推進

### (ア) 職員の能力発揮

『良い支援』を展開していくために必要な取組や、職員がチームとして円滑に機能できるよう、支援の中核となる人材を育成する。

### (イ) ワークライフバランスのサポート

職員が仕事とプライベートの両方を大切にできるよう、休暇制度等の定期的な周知や適切な運用を行いサポートする。

### (ウ) 労働環境の改善

職場の安全性と快適さを確保するため施設の改修や清潔な環境を保ち、職員が安心して働ける環境を整える。

### (エ) 健康促進の活動

健康診断やストレスチェック、外部による健康指導など、職員の健康を促進するプログラムを提供し、生活習慣病の予防や健康増進に取り組んでいく。

## オ 虐待を起こさせないための施設運営の改善

### (ア) 委員会と研修のスリム化

研修の質を優先するとともに、自己研鑽が可能なオンライン研修を推進する。

### (イ) 可能な範囲での講師活動の実施

職員講師派遣を継続するが、派遣回数を目安を定める等で講師職員とサポート職員の負担を軽減する。

### (ウ) 日常業務スケジュールの見直し

身体的・精神的・時間的にゆとりのある日常業務スケジュールに見直す。

### (エ) リスクマネジメントの強化

事故・インシデント事案の収集から検証まで着実に実施する。

### (オ) マネジメントによる取組の推進

施設を適切に運営するために、全ての取組の基盤となる「マネジメントの手法」を活用して進める。

## 4 今後の対応

法人として外部の司法関係者等を第三者委員とした虐待防止委員会を定期的開催し、外部評価を受けることになっていますが、県としても当該虐待防止委員会から、定期的に取り組報告を徴取することで、虐待防止に係る取組の実施状況をモニタリングしていきます。

また、「三重県いなば園虐待防止改善計画（改訂版）」において定められた内容が確実に実行されているかどうか、確認のための実地監査を定期的に行います。

さらに、障がい者虐待に関する専門的知識を有する学識経験者や司法関係者等で構成する専門家チーム会議を開催し、適宜、取組内容について助言を得るなど改善指導に活かしていきます。

## 17 指定管理者制度に係る報告について

### 1 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

子ども・福祉部が所管する公の施設で、指定管理者制度を導入しているのは、次の5施設です。指定管理者制度に関する取扱要綱第26条第1項に基づき、「令和5年度指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価」について報告します。

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
三重県聴覚障害者支援センター	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

#### ※指定管理者の自己評価の基準

評価の項目「1 管理業務の実施状況」の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価の項目「2 施設の利用状況」「3 成果目標及びその実績」の評価

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

#### ※県の評価の基準

- 「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

## 三重県身体障害者総合福祉センター

1 施設の概要
①指定管理者：社会福祉法人三重県厚生事業団 ②指定の期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日 ③管理業務の内容 ・センターの事業に関する業務 （生活援助棟としての業務、福祉センターA型としての業務） ・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・センターの利用料金の収受等に関する業務 ・センターの維持管理及び修繕に関する業務 ・その他、センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
日中活動系サービス利用率 【日中活動延べ人数／年間日中活動利用定員】	80%	62.4%
リハビリテーションの実施件数	5,300件	4,180件
三重県障がい者スポーツ大会・三重県ふれあいスポレク祭参加人数	3,500名	2,842名
福祉用具相談支援件数	350件	263件

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R4	R5	R4	R5
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	C		
<総括的な評価> ・施設の管理業務について、老朽化が進んでいる中、適宜修繕等を実施することで、適正な維持管理を行っている。 ・施設の利用状況について、生活援助棟の利用者数は減少しているものの、高次脳機能障がい者に対するリハビリを実施しており、専門性を発揮している。また、障がい者スポーツにおいては、「三重県障がい者スポーツ支援センター」を運営し、ワンストップでの相談対応や情報発信に取り組まれており、運動施設の利用者数も増加するなど、障がい者スポーツの裾野の拡大に貢献している。 ・成果目標について、新型コロナウイルス感染症の影響が残っており、達成できなかったことは、一定やむを得ないものと考えるが、潜在的なニーズの把握に努めるなど、それぞれの取組の強化が必要である。 ・その他、福祉・医療関係の実習生の受入れや、専門的な知識・技術を持つ職員の派遣など、地域福祉の向上にも寄与している。 以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っている判断する。				

## 三重県視覚障害者支援センター

1 施設の概要
①指定管理者：社会福祉法人三重県視覚障害者協会 ②指定の期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日 ③管理業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供すること。</li> <li>・点訳及び音訳のボランティア活動の育成及び支援に関すること。</li> <li>・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。</li> <li>・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務</li> <li>・その他センターの管理上必要と認める業務</li> </ul>

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
図書貸出タイトル数	82,000タイトル	106,622タイトル
生活訓練参加者数	580人	582人

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R4	R5	R4	R5
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		
<p>&lt;総括的な評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館業務の成果目標である図書等貸出数は106,622タイトルと目標（82,000タイトル）を達成した。中でも、サピエ図書館（点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース）の利用は前年度より大きく増加（R4：85,923件→R5：90,966件）している。</li> <li>・もう一つの成果目標である生活訓練参加者数は、視覚障がい者のニーズに応じたさまざまな個別訓練の実施により延べ582人となり、目標（580人）を達成した。特に、眼科医や市町の担当部署への周知を強化したことにより、眼科の診察後に来館される視覚障がいが増えるなど、新たなニーズの掘り起こしにつながっている。</li> <li>・指定管理者が独自に設定した目標は、10項目中8項目を達成することができた。達成されなかった2項目についても、スキルアップ講習会は目標達成率が改善しており（R4：67%→R5：80%）、音訳奉仕員養成講座修了者数の目標達成率も80%と、いずれも8割以上の実績を残している。</li> </ul> <p>以上のことから、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者として適切に管理・運営を行っている と判断する。</p>				

## 三重県聴覚障害者支援センター

### 1 施設の概要

- ①指定管理者：一般社団法人三重県聴覚障害者協会  
 ②指定の期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日  
 ③管理業務の内容
- ・聴覚障がい者等用の録画物、その他各種情報を記録した物の制作または貸出に関すること。
  - ・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成または派遣に関すること。
  - ・情報支援機器の貸出、聴覚障がい者の生活等の相談など、地域生活の支援に関すること。
  - ・災害発生時における被災者支援に関すること。
  - ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
  - ・その他センターの管理上必要と認める業務

### 2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
施設利用者数	4,600人	4,056人
字幕付映像等聴覚障がい者が受け取りやすい方法による情報発信回数	240回	183回
生活訓練（難聴・中途失聴者向け手話教室）実施回数	10回	12回
手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員養成講座受講継続率	90%	91.6%
職員専門研修受講率（外部研修を受講した常勤職員の割合）	100%	100%

### 3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R4	R5	R4	R5
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		

#### <総括的な評価>

・利用者の要望に基づいてヒアリンググループ等聴こえを支援する機器を設置し、利用環境の整備を図っている。

・ホームページやLINEを活用して聴覚障がい者に関する情報発信を積極的に行うとともに、遠隔手話通訳サービスの説明会・体験会を開催するなど、ICTを活用した遠隔手話相談・通訳体制を整え、利用促進に努めている。

・例年開催しているセンターまつりでは、盲ろう者をテーマにした映画上映会を企画するなど、参加者の興味を引くテーマ設定を心がけるとともに、テレビなどの報道機関に情報提供を行うことで、センターの認知度向上に積極的に取り組んでいる。

・施設利用者数については目標値（4,600人）には達しなかったものの、令和4年度より増加（R4：3,855人→R5：4,056人）しており、現指定期間で最も利用者数が多かった。情報発信回数が目標に達しなかったことには、個人情報漏えいの可能性のある事案の発生により、情報発信を一時休止していたことが影響しており、やむを得ない部分がある。

・施設利用者数及び情報発信回数を除く3項目の成果目標については、目標を達成している。

以上のことから、三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っていると判断する。

## みえこどもの城

<b>1 施設の概要</b> ①指定管理者：公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 ②指定の期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日 ③管理業務の内容 ・みえこどもの城条例第2条に規定する事業（児童の健全育成に関する内容、地域の児童館等への指導・助言等）の実施に関する業務 ・みえこどもの城の施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・みえこどもの城の利用料金の收受等に関する業務 ・みえこどもの城の管理施設の維持管理及び修繕に関する業務 ・上記業務のほか、知事がみえこどもの城の管理上必要と認める業務
---

<b>2 成果目標及び実績</b>		
内容	目標	実績
年間総利用者数	220,000人	207,168人
利用者の満足度	80%	98%
児童健全育成拠点事業実施回数	90回	100回
サービス提供基盤の安定度（施設完全稼働率）	100%	100%

<b>3 施設設置者としての県の評価</b>				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R4	R5	R4	R5
1 管理業務の実施状況	A	A		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		

＜総括的な評価＞

・管理業務の実施状況について、業務計画に基づき、管理・運営業務を適切に行っている。県内の小型児童館に出向き、みえこどもの城への来館が難しい子どもたちにも、おしごと広場を体験できる事業を新たに実施するなど、より多くの子どもたちへ体験機会を提供したことを評価する。

・施設の利用状況、成果目標及びその実績については、県が指定する成果目標のうち、「年間総利用者数」は未達成であるものの、「利用者の満足度」、「児童健全育成拠点事業実施回数」、指定管理者独自目標である「サービス提供基盤の安定度（施設完全稼働率）」は目標を達成した。

以上のことから、みえこどもの城の指定管理者として、適切に管理・運営をしていると判断する。みえこどもの城のさらなる魅力の向上につながるよう、引き続きこれまでに積み重ねてきた経験やノウハウを活用し、業務に取り組まれることを期待する。

## 三重県母子・父子福祉センター

1 施設の概要
①指定管理者：一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 ②指定の期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日 ③管理業務の内容 ・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。 ・母子家庭等に対し、生業を指導、または技能を習得させること。 ・母子家庭等に対し、求人の開拓、就業を支援すること。 ・三重県母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。 ・母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会を開催すること。 ・母子・父子自立支援員の資質を高めるための研修会を開催すること。 ・上記のほか、三重県母子・父子福祉センターの効用を最大限に発揮するために必要な事業を実施すること。

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
ひとり親家庭情報交換会開催回数	5回	5回
就業実績 就業実績／求職件数	80%	35.7%
相談（就業・生活等）件数	340件	229件
就業支援講習会参加者数	100人	76人
母子・父子自立支援員研修回数	3回	3回

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R4	R5	R4	R5
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	C	C		

### ＜総括的な評価＞

・ひとり親家庭情報交換会については、県内5地域において実施し、成果目標（5回）を達成することができた。ひとり親家庭の交流の場を提供することは重要であり、今後も参加しやすさを考慮し、県内5地域で実施するとともに、交流会の拡大が期待される。

・求職者の希望職種とのミスマッチ及び希望職種の求人の減少により、就業実績については5件（就業率35.7%）に留まり、成果目標（就業率80%以上）は達成することができなかったが、資格取得の情報等を収集してホームページに掲載（年間閲覧回数2,803回）し、求職登録者にSNSやメール等を利用して情報提供等（LINE配信）を行うなど、求職者の就業活動に寄与することができた。

・各種相談事業の状況は229件となり、成果目標（340件）を達成することができなかった。しかし、ホームページでの情報発信やSNS（LINE）配信による情報提供（6,699件、令和4年度1,849件）に努め、チラシの配布を22,072件（令和4年度1,610件）行い、一般相談及び就労相談が電話143件・メール67件・来所14件（令和4年度 電話83件・メール36件・来所37件）、弁護士による専門相談が5件（令和4年度 4件）で、合計229件のほか、令和5年度から導入したひとり親家庭等相談用AIチャットボットによる相談が759件あり、一定の役割を果たすことができた。

・就業支援講習会参加者数については、パソコンと簿記の技能講習会のほか、ハローワークとともに就労に関する研修会を開催した。パソコン講習会は22名が修了し、5名が資格を取得した。簿記は11名が参加し、うち5名が日商簿記初級に合格した。また、ビジネスマナー研修には33名、就労に関する研修には10名がそれぞれ参加した。参加者は計76名と目標（100名）を達成することはできなかったが、一定の成果を出すことができた。

・なお、施設利用については、各種会議や研修会に利用されており、利用者の満足度も高い。交通至便地にあることから、公共交通機関の利用を促すとともに、駐車場の案内等、今後とも施設利用に支障が出ないよう対応する必要がある。

以上のことから、実績値が目標値に達しない部分はあるものの、センターのホームページにひとり親家庭等相談用AIチャットボットを導入し、支援の充実に努めており、三重県母子・父子福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っている判断する。

## 2 三重県聴覚障害者支援センターの指定管理候補者の選定過程について

### (1) 概要

三重県聴覚障害者支援センターの令和7年度以降の指定管理者を選定するため、外部有識者等による指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を審査する手続きを進めています。

### (2) 進捗状況

7月24日	第1回選定委員会の開催 ・ 指定管理者制度の概要及び施設概要の説明 ・ 審査項目及び採点方法、採点基準の決定
7月30日～8月9日	募集要項の配布
8月19日	現地説明会の開催
8月26日～9月2日	申請の受付
10月2日	第2回選定委員会の開催 ・ 申請者のヒアリング及び審査 ・ 指定管理候補者の決定

### (3) 申請の受付状況

#### ①申請者の名称

一般社団法人三重県聴覚障害者協会 会長 深川 誠子  
(三重県津市桜橋二丁目131番地)

#### ②事業計画書の要旨(申請者が作成したもの)

P93～94のとおり

### (4) 選定委員の氏名及び役職名

委員長	武田 誠一	(三重短期大学生生活科学科教授)
委員	渡邊 功	(三重弁護士会推薦弁護士)
委員	坂口 知子	(東海税理士会津支部推薦税理士)
委員	野口 あゆみ	(NPO法人伊勢志摩バリアフリーツアースセンター事務局長)
委員	黒宮 健一	(公募)

### (5) 今後の予定

#### ①指定管理者の指定

令和6年定例会11月定例会に、指定管理者の選定に関する議案を提出  
予定

#### ②協定締結

令和7年3月

#### ③指定管理者の指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

## 三重県聴覚障害者支援センター指定管理者審査基準

### 三重県聴覚障害者支援センターの審査項目及び採点方法

- ① 指定管理者の候補の選定は、選定委員会において審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者候補者を選定する。
- ② 「審査基準」ごとの「審査項目」、「審査内容」は、次表のとおりとする。
- ③ 採点は「審査内容」の各内容を5段階で評価し、「審査基準」ごとに合計した点数をその委員の採点値とする。
- ④ 過半数の委員が、総合点を60点以上とした応募者の中で最高点のものを、選定するものとする。なお、応募者の総合点が同点の場合は、配点の割合が最も高い「審査基準」の合計点が高いものを、選定するものとする。
- ⑤ 上記④以外の場合、選定しないものとする。
- ⑥ 上記④の場合であっても、同一の「審査内容」で過半数の委員が、評価点を「1」とした項目が1つでもあれば、選定しないものとする。
- ⑦ 評価
  - 評価点数5 この提案は、かなり優れている
  - 評価点数4 この提案は、優れている
  - 評価点数3 この提案は、標準的である
  - 評価点数2 この提案は、標準よりやや劣っている
  - 評価点数1 この提案は、標準よりかなり劣っている

# 三重県聴覚障害者支援センター審査基準(配点表)

1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					小計
公の施設としての管理運営の適正性	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	1	2	3	4	5	
	施設の特性や業務内容を理解しているか	1	2	3	4	5	
	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	1	2	3	4	5	
県民(利用者)の公平な利用の確保	利用者が偏ることなく、公平な利用を確保しているか	1	2	3	4	5	/20

2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					小計
安全かつ快適な施設管理の確保	利用者の安全の確保、事故防止、危険箇所の発見とその対処に関する取組は適切か	1	2	3	4	5	
適切な運営管理の確保	危機管理対策、個人情報保護、環境に配慮した維持管理への取組は適切か	1	2	3	4	5	
							/10

3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					小計
施設の効用の最大限発揮及び県民サービスの向上	提案された事業は、業務基準を満たし、かつ実現可能なものか						
	・字幕映像ライブラリー作品の製作・貸出に関する業務 ・地域生活の支援に関する業務	1	2	3	4	5	
	・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成に関する業務 ・手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員の派遣に関する業務	1	2	3	4	5	
	・災害発生時における被災者支援に関する業務 ・遠隔手話通訳サービスの提供に関する業務	1	2	3	4	5	
	・手話の普及に関する業務 ・地域活動の活性化に関する業務	1	2	3	4	5	
	利用者を増やす具体的な取組が提案されているか	1	2	3	4	5	
	利用者の声を把握し、利用者サービス向上に繋げる積極的な姿勢が見られるか	1	2	3	4	5	
	施設の稼働率を高めるための具体的な提案がされているか	1	2	3	4	5	
	施設の機能を活用した具体的な独自提案(自主事業)がされているか	1	2	3	4	5	
	成果目標は、適切に設定されているか	1	2	3	4	5	
						/45	

4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること

審査項目	審査内容	評価点					小計
施設の管理にかかる経費の節減	計画が実行可能な内容であり、経費節減につながるものとなっているか	1	2	3	4	5	/5

5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること

審査項目	審査内容	評価点					小計
管理体制の確保	専門職員の確保など適切な組織体制、責任体制が確保されているか	1	2	3	4	5	
	職員の人材育成、研修計画は適切なものとなっているか	1	2	3	4	5	
経営能力	安定的な運営ができる経営的基盤となっているか	1	2	3	4	5	
	施設の管理運営にかかる実績があるか	1	2	3	4	5	
							/20

合計							/100
----	--	--	--	--	--	--	------

三重県聴覚障害者支援センター事業計画書の要旨

<p>運営上の基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者が地域社会や日常生活で抱える意思疎通の障壁を解消し、きこえる人ときこえない人が心のバリアをなくし、お互いに尊重し合いながら、地域社会で共に暮らせるよう取り組みます。</li> <li>・聴覚障がい者一人ひとりが「生きがい」を感じ、「生活の質（QOL）」を高め、地域社会で活躍できるよう、意思疎通支援や相談支援、災害支援活動を通して、支援を行います。</li> <li>・聴覚障がい者や県民の視点に立った運営を行い、共生社会の実現のため、三重県社会資源としての役割を自覚し、事業を総合的かつ計画的に進めます。</li> </ul>
<p>事業実施に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者や県民の視点に立った運営を行い、聴覚障がい者の自立と社会参加のため、字幕映像ライブラリーの製作及び貸出、手話通訳者等の養成及び派遣、相談支援、情報支援機器の貸出など、聴覚障がい者の自由なコミュニケーションと情報入手等の保障を総合的かつ計画的に進めます。</li> <li>・災害発生の際、聴覚障がい者への避難情報等の伝達や問い合わせ対応など、情報発信の拠点となる活動を行います。また、聴覚障がいや災害時の支援方法について学ぶ講座を開催し、支援活動を行える人材を養成し、被災者支援に向けた取り組みを行います。</li> <li>・ICTを活用した遠隔手話通訳サービスを行うためのシステムの維持管理のほか、必要な際に円滑に活用できるよう、団体や市町の協力のもと、体験会等を行うなどの普及啓発を進めます。</li> <li>・手話は言語であるという認識や聴覚障がいについての理解を深めるため、県民等に向けた手話講座を実施するとともに、合理的配慮の提供についての理解を深めるため、県や市町職員向けの手話講座も行います。</li> </ul>
<p>施設及び設備の維持管理に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全確保のため、危機管理マニュアルを作成し、全職員が危機管理マニュアルを熟知します。</li> <li>・危険箇所チェックリストを作成し、リストに基づき、職員が日常的に危険箇所を点検します。</li> <li>・三重県社会福祉会館の避難訓練に積極的に参加します。また、台風や豪雨による警報発令、震度4以上の地震が発生した場合、センターを一時閉館し、センター内や周囲の安全を確認し、利用者と職員の安全確保に努めます。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の個人情報、鍵付きのキャビネットなどに保管します。個人情報保護マニュアルを作成し、情報の取り扱いについて方針や基準を定め、個人情報の保護管理について徹底します。</li> <li>・環境への負荷の削減、地球温暖化防止のため、センター内の電気及び空調等をこまめに消し、節電に努めます。また、消耗品の購入には「グリーン商品」の購入を心がけるとともに、廃棄物の発生抑制、繰り返し使用可能な文具等、エコへの推進や環境への配慮を行います。</li> </ul>
<p>センター活用の県民サービスの向上に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者と意思疎通を図る必要がある企業や団体からの手話通訳者等の派遣依頼に応じて、手話通訳者等の派遣を行います。また、手話通訳者等の派遣コーディネートを行う担当者が設置できない市町から委託を受けて派遣業務を行います。</li> <li>・聴覚障がい者のそれぞれのコミュニケーション手段に対し、手話、筆談等で対応ができるよう、窓口には磁気ループや会話補助装置、筆談ボードの複数設置や、職員が手話や筆談で対応できる環境を整えます。</li> <li>・センターの事業内容を紹介するパンフレットを作成し、自治体や公共施設、福祉機関、補聴器代理店等に配布することで、センターの周知及び利用促進を図ります。</li> <li>・聴覚障がい者団体や支援団体等にボランティア作業室や研修室、印刷機や紙折機を貸し出し、施設の有効利用を図ります。</li> </ul>
<p>管理運営にかかる経費の節減に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な職員配置により、業務の効率化を推進させ、業務品質を低下させることなく、事務処理の効率化に取り組みます。施設や設備、機器の経年劣化をできるだけ抑える長寿化に取り組み、不具合の早期発見や修繕を実施し、修繕費用の経費削減に努めます。</li> </ul>
<p>運営体制及び組織に関する事項</p>	<p>センターの運営管理や事業実施に必要な人材を確保し、適切な管理運営に努めます。職員は、常にセンター業務に求められるニーズに対応することを踏まえ、センター内での情報共有のための会議を行うこととします。また、外部専門研修等を積極的に活用し、職員の資質向上を図ります。</p>

## 18 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和6年6月3日～令和6年9月16日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和6年6月14日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和6年6月18日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他4名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	21名の医師について書面により審査し、全て同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和6年7月12日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和6年7月19日
3 委員	部会長 中野 智行 委員 奥野 敏 他2名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親4件、養子縁組里親3件、親族里親1件の新規里親認定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県聴覚障害者支援センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和6年7月24日
3 委員	委員長 武田 誠一 委員 渡邊 功 他3名
4 諮問事項	三重県聴覚障害者支援センター指定管理者選定に関する審査基準及び配点表の作成について
5 調査審議結果	審査基準及び配点表（案）について審議を行い、原案どおりとすることが適切であるとの結論となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	令和6年8月1日
3 委員	委員長 井村 正勝 委員 安部 悦子 他12名
4 諮問事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「三重県地域福祉支援計画」の改定について</li> <li>2 「三重県再犯防止推進計画」の改定について</li> <li>3 「三重県ひきこもり支援推進計画」の改定について</li> <li>4 「三重県子ども条例」の改正、「三重県こども計画（仮称）」の策定について</li> <li>5 「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」の改定について</li> <li>6 「第二期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の改定について</li> <li>7 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の改定について</li> <li>8 「子どもを虐待から守る条例」の改正について</li> <li>9 「三重県社会的養育推進計画」の改定について</li> <li>10 「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の改定について</li> <li>11 「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）」の策定について</li> </ol>
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和6年8月2日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和6年8月20日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	7名の医師について書面により審査し、全て同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	令和6年8月28日
3 委員	会 長 岡本 陽子 委 員 駒田 幹彦 他12名
4 諮問事項	1 令和5年度の実施実績及び令和6年度の実施状況について 2 第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について
5 調査審議結果	上記1について報告し、意見交換を行うとともに、上記2について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会健やか親子推進部会
2 開催年月日	令和6年9月6日
3 委員	部会長 野村 豊樹 委 員 平山 雅浩 他10名
4 諮問事項	1 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の進捗状況について 2 「健やか親子いきいきプランみえ」の改定について
5 調査審議結果	上記1について報告し、意見交換を行うとともに、上記2について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和6年9月13日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委 員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。
6 備考	